

豊田市PCB処理安全監視委員会への報告について

高濃度PCB廃棄物の処分に向けた取組について

PCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会を開催し、高濃度PCB廃棄物処理の取組について協議しました。

○ 主な取組事項

(1) 令和5年度については、変圧器・コンデンサー等の計画的処理完了期限が終了している中、令和6年3月末でJESCO豊田による事業終了準備期間を活用した処理が終了する。

このため、未処分の高濃度PCB廃棄物の保管が発覚した場合、JESCO豊田から示された手続スケジュール^{*}に従い、直ちに保管事業者が処分を行うよう、各県市等が確実に指導を実施するため、4県8市、中部地方環境事務所（環境省）及びJESCO豊田が情報共有及び関係機関による合同立入等を行います。

また、保管事業者が処分を行わない場合や保管事業者が存在しない場合には、行政代執行を実施して処分を行います。

各県市、国及びJESCO豊田の取組について別紙1のとおり整理しました。

※ 契約期限：令和5年8月末、搬入期限：令和5年9月末
（新規発覚等のやむを得ず上記期限に間に合わないものは、契約期限：令和5年12月末、搬入期限：令和6年1月末とされている。）

(2) 「東海地区PCB廃棄物処理計画」を別紙2のとおり更新しました。

なお、「令和5年度における東海地区PCB廃棄物物理進捗状況」は別紙3のとおりです。

(参考) 令和5年度PCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会の開催状況

○第1回（令和5年10月5日(木)）※Web開催

<議題>

- (1) PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について
- (2) 豊田市PCB処理安全監視委員会への報告について
- (3) その他

各縣市、国及びJ E S C Oの取組

1 関係機関による情報共有の取組

(1) 4県8市、中部地方環境事務所及びJ E S C Oによる情報共有

中部地方環境事務所が主催するWEB会議（PCB処理促進連絡会（4/12、5/11、6/7））及びメール等により、4県8市、中部地方環境事務所及びJ E S C O豊田が以下の情報を共有している。

○J E S C O未登録

J E S C O未登録の変圧器・コンデンサー等が新規発見情報は、自治体、中部地方環境事務所及びJ E S C O豊田で情報共有。

○J E S C O登録未搬入事業者、処理手続難航者状況

J E S C O登録済だが未搬入の事業者や処分手続きが難航している事業者についての対応や進捗状況等の確認。

○代執行案件管理

PCB特措法に違反し、PCB廃棄物の処分を行わない保管事業者や倒産等により保管事業者が不存在となったPCB廃棄物を、行政代執行により処分を行うため、進捗状況等の確認。

(2) 自治体別の個別打ち合わせ

処理手続難航者や行政代執行案件について、自治体別に中部地方環境事務所、及びJ E S C O豊田と個別に打ち合わせを実施し、指導方法や処分予定等を調整する。

2 関係機関による合同立入

処理手続難航者に対して自治体、中部地方環境事務所及びJ E S C O豊田による合同立入を実施する。

3 行政代執行による処分

保管事業者不存在及び保管事業者により直ちに処分が行われない場合については、行政代執行を実施して処分を行っている（令和5年度：4件実施済、4件予定）（R5.10.3現在）。

○東海地区PCB廃棄物処理計画

2023年9月30日現在

区分	2023(令和5)年9月末の未搬入量				処理計画
	未搬入量(残存量)の内訳				
	JESCO登録 未搬入量(※1) (保管中・使用中)	特措法届出・ 未登録(※2) (保管中)	電事法届出・ 未登録(※3) (使用中)	2023年10月～1 2月の新規登録 予測数(※4)	
変圧器類	台	0	0	0	2023年10月～3月 (10月～令和6年3 月)
コンデンサー類	台	44	0	0	44
PCB油類	本	7	1	0	7
	kg (※5)	12.8	0.04	0	12.8
保管容器	箱 (缶)	3	1	0	3

【留意事項】

※1 JESCOに登録があるが、未搬入の量を記載。【搬入ベース】

※2 特措法で届出されているが、JESCO未登録の量を記載。

※3 電事法で届出されているが、JESCO未登録の量を記載。

※4 令和5年度未までに処理完了のため、登録・契約最終期限を12月末とする。2023年4月～9月に新規登録された数を基に、2023年10月
から12月の新規登録数を予測。(※2と※3は※4の内数とした。)

※5 小数点以下四捨五入のため合計値が合わないことがある。

○ 令和5年度における東海地区PCB廃棄物処理進捗状況

R5.9.30時点

区分	A		B	C = A + B		D = C - F	E = D / C		F		
	R5.4.1時点 残数	新規登録 R5.4.1～R5.9.30	処分対象数	処分済み数 R5.4.1～R5.9.30	R5年度 進捗率	未処分数 (R5.9.30時点)	R4.4.1時点 残数	新規登録 R4.4.1～R5.3.31	処分済み数 R4.4.1～R5.3.31	参考 (R4年度)	
事業場	数	19	24	43	37	6	160	91	251		
変圧器	台	4	1	5	5	0	2	5	7		
コンデンサー	台	23	43	66	40	26	352	188	540		
PCB油	本	17	14	31	30	1	43	84	127		
	kg	0.82	29.75	30.57	30.53	0.04	26.37	256.9	283.27		
保管容器	箱 (缶)	2	4	6	5	1	24	21	45		

※ 処分済み数 (D) は、処分対象数 (C) と R5.9.30時点の未処分数 (F) との差として算出した。